

新型コロナワクチン(ファイザー社製) Q&A



▲厚生労働省
ホームページ

Q ワクチン、予防接種とは何ですか？

A 一般的に、感染症にかかると、原因となる病原体(ウイルスや細菌など)に対する「免疫」(抵抗力)ができます。免疫ができることで、その感染症に再びかかりにくくなったり、かかっても症状が軽くなったりするようになります。

予防接種とは、このような体の仕組みを使って病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするためにワクチンを接種することをいいます。

Q これまでに確認された副反応はどのようなものがありますか？

A ファイザー社製のワクチンでは、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等の症状がみられることがあります。こうした症状の大部分は接種後、数日以内に回復します。

日本への供給を計画している海外のワクチン(ファイザー社、モデルナ社、ノババックス社のワクチン)でも、ワクチン接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛等の症状がみられたことが論文等に発表されています。

また、海外で、まれな頻度でアナフィラキシー(急性アレルギー反応)が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きた時には、接種会場や医療機関ですぐに治療を行うことになります。

Q 副反応による健康被害が起きた場合の補償はどうなっていますか？

A 一般的に、ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの比較的良好に起こる副反応以外にも、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことは困難なことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害がワクチン接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。なお、健康被害救済の給付額は、定期接種のA類疾病と同じ水準です。

副作用症状などの相談

専門的な知識を有する看護師や医師などが24時間相談に応じます。

※ワクチン接種後、しばらくしてから慢性的な麻痺や痺れなどの症状が現れた場合は、かかりつけ医や接種した医療機関にご相談ください。

問 埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口

☎0570-033-226

新型コロナワクチンに関する相談

令和3年4月1日から多言語対応を行っています。

- 日本語・英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語 9時~21時
- タイ語 9時~18時
- ベトナム語 10時~19時

問 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-761-770



新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください

町などが、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。

体質やさまざまな理由で接種を受けられない人がいます

職場やご近所など周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いします。

♥ 予防接種 ※予防接種でご不明の点は、健康増進課までお問い合わせください。

費 無料

- 各種予防接種については、「伊奈町保健事業のお知らせ」または町ホームページでご確認ください。
- 転入等で予防票をお持ちでない方は、必ず母子健康手帳を持参のうえ、健康増進課（保健センター）へお越しください。
- 予防接種の際は、保護者の同伴が必要となります。特別な理由で同伴できない場合は委任状が必要となりますので、健康増進課（保健センター）へお越しください。



♥ 母子保健 お母さんと赤ちゃんの健康のために

場 保健センター

名称	実施日	内容・対象・持ち物	受付時間	備考		
乳児健康診査	5/14(金)	対 令和3年1月生	13:10 ~13:50	申 当日直接会場へ ※対象児には個別通知します。		
	6/11(金)	対 令和3年2月生				
1歳6か月児健康診査	5/21(金)	対 令和元年10月生			持 母子手帳、質問票(はがき)、バスタオル	
	6/18(金)	対 令和元年11月生				
3歳児健康診査	5/11(火)	対 平成29年12月生			持 母子手帳、アンケート用紙、尿、バスタオル	
	6/1(火)	対 平成30年1月生				
乳児相談	5/14(金)	内 身体計測、育児全般の相談	予約制	申 前日までに申込。身体計測のみの方も、前日までの予約が必要です。		
	6/11(金)	対 1歳未満の乳児				
育児相談	5/21(金)	内 身体計測、健康・育児・栄養等の相談			持 母子手帳、おむつ、バスタオル	
	6/18(金)	対 1歳以上就学前の幼児				
幼児相談	5/28(金)	対 発育・発達等の面で気になる方			持 母子手帳	相談時間は、お問い合わせください。
	6/25(金)	持 母子手帳				
離乳食講習会	6/15(火)	内 栄養士が、離乳食の進め方や作り方について指導します。 持 母子手帳、筆記用具	9:50 ~10:00	申 予約制		
フッ素塗布	6/16(水)	対 1歳以上就学前の幼児（希望者） 持 母子手帳、バスタオル ※歯の健康手帳をお持ちの方はご持参ください。	13:30 ~14:30	費 1,430円 申 当日直接会場へ ※6か月間隔で塗布します。		

健康 一回だけ

口腔ケアについて

各診療所では、十分な感染防止対策を行っておりますので、安心して検診、治療を受けてください。

新型コロナウイルスは口等の粘膜から侵入します。この時にお口の中が汚れていたり、歯周病などの問題があるとウイルスによる感染症の重症化が起これやすくなったり、様々な病気の引き金になるリスクが高まるのは明らかになっています。

日本歯科医師会では、ウイルス感染症の予防について歯みがきが有効であると発信しています。なぜなら歯周病菌はウイルスの粘膜への侵入を手伝う酵素を出すといわれているからです。

そのため、普段からお口の中を清潔にし、細菌をできるだけ減らすことが大切です。歯科の定期検診はあなた自身を守るために必要だということをご理解ください。

こんな時だからこそ、
より一層 歯科医院でのプロケアを！

〈提供：（一社）北足立歯科医師会〉



新型コロナは
口から侵入します！

お口の環境の良し悪しが気道粘膜からのウイルスの体内への侵入に大きく影響します！

こんな時だからこそ、**より一層**
歯科医院でのプロケアを！
それがあなたをコロナから守る一番の方法です！

日本歯科医師連盟

（出典：日本歯科医師連盟）